

広島県告示第六十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の
成果を次のとおり認証した。

平成二十七年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行った者の名称

三次市

二 調査を行った期間

平成二十一年四月から平成二十四年三月まで

三 成果の名称

三次市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三次市三和町大力谷の一部

五 認証年月日

平成二十七年一月三十日